

## 燕市手話言語の普及等推進に関する条例（案）に関するパブリックコメントの回答について パブリックコメントで寄せられた意見の要旨とそれに対する燕市の考え方

令和元年7月1日（月）から令和元年7月22日（月）に実施しました燕市手話言語の普及等推進に関する条例（案）についてのパブリックコメント募集に対して、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表します。

### 1 意見の募集期間

令和元年7月1日（月）～令和元年7月22日（月）

### 2 意見募集の方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メール

### 3 意見の提出人数、件数

人数... 5人（個人・団体）、件数... 18件

### 4 意見の内容と市の考え方

以下の表のとおり

No.	該当箇所	意見等の内容（要旨）	意見に対する市の考え方	条例修正の有無
1	条例名	条例名は「燕市手話言語条例」で良いのではないか。普及の推進は当然のことで、第 11 条も含まれているので、条例名は短くしても良いと思う。	手話の普及を推進する条例の趣旨を条例名でわかるようにするため、「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」としています。	無
2	全体	条例文は、一般の人でもわかりづらい面があり、文章においては、ふりがなをつけるなど分かりやすくしてもらいたい。	当市の条例等は「法令における漢字使用等について」（平成 22 年 11 月 30 日内閣法制局長官決定）に基づき、常用漢字以外の漢字を用いる場合のみ、ふりがなを付けることとしているため、条例の体裁としては現状のままとなります。 なお、児童生徒等に当条例を紹介する場合には、必要に応じてふりがなを付けた資料を使用する等の対応を取っていきます。	無
3	第 7 条 (2)	市長発信に手話通訳を付けてもらいたい。	現在、市長とのふれあいトークや成人式などに手話通訳者等を配置しており、今後も引き続き配置できるよう努めていきます。	無
4	第 7 条 (2)	議会での手話通訳は要望が無ければ今後も付かないのか。	議会へ対象者から事前に通告があった場合、手話通訳者等を配置しており、今後も引き続き対応していきたいと考えています。	無
5	〃	行政が行う市民向け情報発信に手話通訳を付けて欲しい。	ろう者が参加する市主催のイベント等には積極的に配置するよう関係部署へ働きかけていきます。	無

No.	該当箇所	意見等の内容（要旨）	意見に対する市の考え方	条例修正の有無
6	〃	ろう者が参加する懇親会等での情報保障は認めて欲しい。	市といたしましては、現時点では、懇親会等への手話通訳者等の派遣は考えていません。	無
7	第7条(3)	広域派遣は、市外有資格者を依頼する事が多くなると思うが、予算確保は出来ているのか。	手話通訳者等の派遣に関する経費については、前年度実績に基づき予算確保に努めています。 手話通訳者等の派遣については、まずは燕市に登録している手話通訳者等で調整し、調整できなかった場合に広域派遣を依頼することになります。	無
8	第10条	経費予算についてはどうか。実績が無いので予算は無しでスタートなのか。（普及等もマイノリティには厳しいのではないか。取り合えず条例にするという考えで進めていないか。）	条例は、基本的には意思疎通支援に関する市のこれまでの取組を明文化したものです。 今後、手話の普及に関し、新たな施策に財政措置が必要な場合は、予算確保に努めてまいります。	無
9	—	普及の努力はどのような方法を考えているのか。	市民が手話に興味を持てるよう、簡単な手話が学べる機会の提供や、広報紙・ホームページなどを通じて手話の普及に努めていきます。	無
10	—	市職員への啓発のあり方はどう考えているか。年1回の研修だけでは不足と思えるが、一般の研修のように助成を行い、市民対象の「燕市手話奉仕員養成講座」（入門・基礎）を受けてもらいたい。	今年度から職員を対象に窓口で使える簡単な手話を学び、手話に興味を持てる機会として研修会を開催しています。今後も引き続き、当該研修会を通して手話の啓発に努めるとともに、さらなる手話の習得機会について周知してまいります。	無

No.	該当箇所	意見等の内容（要旨）	意見に対する市の考え方	条例修正の有無
11	—	教育関係の情報保障は条例に明記されていないが、教育現場の情報保障はどの条例に含まれるのか。	「第7条（2） 手話による情報取得及び手話がいやすい環境づくりに関する施策」の規定に含まれていると考えています。	無
12	—	英語教育と同じように学校教育で手話に親しみ、慣れてほしい。 育てるという意味をこめて条例に盛り込んでほしい。	学校での学習機会については、第8条の「手話を学ぶ機会の確保」に含んでいると考えています。 すでに総合学習の時間などを利用して手話の学習を行っている学校があります。 条例制定後は、関係部署へ働きかけるとともに、子どもたちが手話やろう者と触れ合う機会を増やせるよう、事業の拡充に努めていきます。	無
13	—	市民への学ぶ機会も大切であるが、学校教育現場としても条文に明記してもらいたい。（学校等における手話普及について）		
14	—	設置通訳者のあり方は、条例には含まれないのか。 昼間、派遣業務を行うことが出来れば、人員削減にもなるのではないか。	「第7条（2） 手話による情報取得及び手話がいやすい環境づくりに関する施策」の規定に含んでいます。 窓口の手話通訳者は、ろう者が市役所へ来庁した際に、窓口でのコミュニケーションを円滑にするために設置しており、基本的に庁外での派遣業務を行うために設置してはおりません。 なお、ろう者が市役所の窓口以外での意志疎通支援ができるよう、手話通訳者等の派遣コーディネート業務等も行っています。	無

No.	該当箇所	意見等の内容（要旨）	意見に対する市の考え方	条例修正の有無
15	—	<p>「燕市障がい者自立支援協議会」においては、燕市身体障害者福祉協会の枠ではなく、燕市聴覚障がい者協会や視覚障害者福祉協会の立場で参加することで、燕市障がい者自立支援協議会として手話の推進が図られるのではないのでしょうか。</p> <p>現に県の推進委員には、県の聴覚障害者協会と視覚障害者福祉協会（盲導犬も連れて）が参加しています。</p>	<p>ご意見にありました県の推進委員とは、障がい当事者と意見交換を行う障害者施策推進協議会の委員のことです。</p> <p>燕市障がい者自立支援協議会では、県と同様に視覚や聴覚の障がい者団体を包括している燕市身体障害者福祉協会から委員を選出しています。</p> <p>市では、障がい当事者、関係者による意見交換の場として、「燕市障がい者コミュニケーション支援事業懇談会」を毎年開催していますので、今後もこの懇談会を有効に活用し、よりよい施策の実施に向けて取り組んでいきます。</p>	無
16	—	<p>聴覚障がい者に対しての企画においては、聴覚障がい者の文化の関係から意見や発言の時、情報弱者でもある聴覚障がいへのサポートには、「その他関係者の意見を聞く機会」がとても重要であり、市においてはその機会を省くことなく行ってもらいたい。</p>	<p>市としましては、「燕市障がい者コミュニケーション支援事業懇談会」を毎年開催し、聴覚に障がいのある人や、関係団体、手話通訳者・要約筆記者等の支援者から、意思疎通支援の課題などについて意見交換を行う機会を設けています。</p> <p>今後も引き続き懇談会を開催し、関係者から意見をいただきながら、聴覚に障がいのある人へよりよい支援ができるよう努めていきます。</p>	無

No.	該当箇所	意見等の内容（要旨）	意見に対する市の考え方	条例修正の有無
17	一	<p>燕市手話言語条例の施行に伴い、市役所各所と地域公共施設に、手話通訳者を設置してほしいが可能か。</p> <p>また、その為の経費予算はどう考えているか。</p>	<p>条例制定後に具体的な取組を検討していくこととなりますが、手話通訳者の燕サービスセンター、分水サービスセンター及び各公共施設の配置については、その人材確保などの面で現実的に難しいと考えています。</p> <p>しかしながら、職員がろう者に対し手話に限らず、筆談など多様なコミュニケーション手段を使用して意思疎通を図ることができるよう努めたいと考えています。</p>	無
18	一	<p>燕市にもようやく、手話言語条例制定に向けての積極的な取組に、とても感謝いたしている。</p> <p>「手話」は私たち聴覚障がい者にとって、「言語であり、命」である。</p> <p>手話が分からなくても、出来なくても、関係ない。とにかく、耳が聞こえない聴覚障がい者には、手話や身振り、筆談などで伝える事をご理解して頂ければ幸いです。燕市はいろんな意味で、観光の名所である。全国や世界からの観光客が沢山来ていると思う。もちろんいろんなろうあ者も来ている。いつでもどこでも誰もが気楽に手話で語り合える豊かな街、燕市である事を誇りに、是非、「燕市手話言語条例制定」に対して心から推進し、大賛成である。何卒よろしく願いしたい。</p>	<p>条例制定後、手話やろう者に対する理解の促進、手話の普及につなげるため、よりよい施策の実施に向け取り組んでいきます。</p>	無